版權所有

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

第三拾號

明治二十三年十月發兌

大日本監獄協會

●會告

一本會に送附する爲替金は東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

一會費の送附及び會計に關する往復文書は東京集治監官舍にて庶務局長石澤謹吾宛

一會計に關せさる往復文書は東京牛込區北町卅番地主幹宇川盛三郎宛

右會員各位に廣告致し候事

明治廿三年三月廿五日版權所有
明治廿三年九月二十八日印刷
明治廿三年九月二十九日出版

發行兼編輯者 東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地 佐野尙
印刷人 東京本所區外手町十一番地寄留 寺井宗平
發行所 東京牛込區北町拾五番地 大日本監獄協會事務所

大日本監獄協會規則

第一條　本會ハ大日本監獄協會ト稱ス

第二條　本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼贊スルニ在リ

第三條　本會ノ事業ハ左ノ如シ

一　監獄事業ヲ奬勵スル事

二　不良少年感化事業ヲ奬勵スル事

三　出獄人保護事業ヲ奬勵スル事

四　貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ奬勵スル事

五　諮問及ヒ質問ニ答フル事

六　懸賞文ヲ募ル事

七　監獄ニ關スル飜譯並ニ著述ヲ爲ス事

八　監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事

九　本會ノ雜誌ヲ發刊スル事

十　監獄衛生ヲ奬勵スル事

十一　萬國監獄公會、萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信、往復其他ニ關スル事

第四條　本會ハ每月常集會ヲ開キ會務ノ相談、事業ノ相談、學問上ノ研究、講義、講談、討論、談話等ヲ擧行スヘシ

第五條　雜誌ハ每月一回發刊シテ會員ニ頒ツ

雜誌ニ揭載スル事項ハ左ノ如シ

一　本會ノ事業ニ關スル事

二　監獄法令

三　監獄學幷ニ獄務諸國監獄法講義

四　衛生ニ關スル事

五　統計ニ關スル事

六　會員ノ通信又ハ寄書

七　本會記事

第六條　本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一　推戴員

二　名譽會員

三　特別會員

四　維持會員

五　正員

第七條　推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方ナリトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス

特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス

維持會員ハ本會ニ關スル議事其ノ他一切ノ事ヲ擔當スルモノトス

正員ハ總會及ヒ常集會ニ出席スルノ權利ヲ有シ本會雜誌購讀ノ義務アルモノトス

第八條　推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス

名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全體ノ發議ニ因リ本會ニ於テ撰擧スルモノトス

第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁　一

會長　一

副會長　一

庶務局長　一

調査局長　一

主幹　一

庶務委員　若干

調査委員　若干

議員　若干

特別調査委員　若干

第十條　役員ハ其ノ任期ヲ一會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ケ年トシ每年ノ總會ニ於テ改撰ス但シ再撰セラルルヲ得

第十一條　役員ハ名譽職トス

第十二條　總會ハ每年四月ニ之ヲ開ク

第十三條　維持會員ハ每月會費金五拾錢ヲ納ムヘシ

第十四條　撰擧ハ總テ維持會員之ヲ行フ

明治廿三年七月十二日改正

第參拾號目次

○加入人名……一

○官報……件……二

○十一問答……件……二

○監獄則施行細則問答……一三

譯

○露國聖得堡府萬國監獄會議……正員武田英一一八

○露國萬國監獄會議會第二部第二の答……正員加地鈴太郎二〇

○看守學校改良に關する法律の草案……正員野村泰亨二六

○伊國監獄改良に關する法律の草案……正員佐野尙三二

統計

○英國監獄統計表摠要……正員神谷彥太郎三四

○獄事統計概論……正員松田五百吉四一

監獄官練習

○三通信……件……四五

○第二有罪幼者保護萬國會議……正員佐野尙五一

寄書

○監獄改良を望まんと欲せは大ひに獄吏を改選すへし……正員鈴木保寬五三

○移轉囚獄衣の件に就きて……正員後藤祐吉五四

○齋藤氏に答ふ……正員山崎柳藏

○死刑論（第廿八號の續き）

本會記事……件……五七

○四

賀すへし祝すへし

地方典獄は高等官と爲すへしとの議行はれたり（本會雜誌第二十六號論說欄參看）

押丁廢すへしとの議先つ集治監假留監に行われたり（本會雜誌第二十二號寄書欄及ひ第二十六號論說欄參看）

看守俸給法巡査と同樣に爲すへしとの議行われたり（本會雜誌第二十六號論說欄參看）

本年本月十一日の一日間に斯の如く本會に於て唱道したる數意見の一時に行はれたるは豈慶ふへく賀すへきの至りならす哉蓋し今日是等の議の實行を見たるものは敢て本會の主唱を待たす監獄改良に關する當局者の意見早く既に玆に在りしよとならん然れとも是等の議の行はれたるは則ち本會の常に主張する方針と當局者の採る所の主趣と差なきを証するものならん果して然らは此他本會諸員の抱持する改良意見も亦當局者其人の畫策するところと大差なきを卜するに足らん本會の將來は益〻多望なりと云ふへし是れ豈會員諸君の爲めに賀せさるを得ん哉謹て玆に祝意を表す

大日本監獄協會雜誌第三十號　明治二十三年十月

○

○改正規則に依り本年九月以來維持會員として入會せられたる諸君は左の如し

福岡縣　神原富文君

手塚弘君(三池集治監書記)

佐藤好順君(三池集治監書記)

甲斐喜一郎君(三池集治監看守長兼書記)

武田由章君(三池集治監看守長兼書記)

長崎縣　松本美凱君(長崎縣典獄)

兵庫縣　下見重愼君(兵庫縣典獄)

○本年九月以來正員として本會へ加入せられたる諸君は左の如し

新潟縣　福井虎之助君

青森縣　神山專三君　久保末吉君　馬塲利吉君

長野縣　竹村豐太郎君

加入人名　（二）

京都府　大塚杉三君
石川縣　岡田英一君
山形縣　原精一君
和歌山縣　酒井榮眞君
神奈川縣　吉野鉄五郎君
大坂府　清水英太郎君
北海道廳　福澤邦重君

官報

脫地方官官制ノ改正ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十三年十月十日

自明治二十三年九月十一日
至明治二十三年十月十五日

勅令第二百二十五號

地方官官制（摘要）

第一條　各府縣ニ職員ヲ置ク左ノ如シ

知事　書記官　警部長　收稅長　參事官　技師　典獄　屬　技手

警部　收稅屬　監獄書記　看守長

第六條　典獄一人奏任四等以下トス

第七條　屬警部收稅屬監獄書記ハ判任トシ看守長ハ判任三等以下トス

判任官ハ各府縣ヲ通シテ左ノ人員ヲ以テ定員トス

屬警部監獄書記看守長　六千二百九十六人　收稅屬五千六百六人

屬警部監獄書記看守長ノ每府縣ノ定員ハ內務大臣之ヲ定メ其各官ノ定員ハ府縣知事內務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第十三條　知事ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任官ノ功過ハ內務大臣及主務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ專行ス

第十四條　知事ハ法律命令ノ定ムル所ニ從ヒ所部ノ官吏ヲ懲戒ス其奏任官ニ係ルモノハ之ヲ內務大臣若クハ主務大臣ニ具狀シ判任官以下ハ之ヲ專行ス

第十五條　知事ハ其廳ノ豫算定額內ニ於テ奏任官以下特別ノ勤勞アル者ヲ賞與スルコトヲ得其奏任官ニ係ルモノハ之ヲ內務大臣若クハ主務大臣ニ具狀シ判任官以下ハ之ヲ專行ス

第十六條　知事ハ須要ニ依リ判任官俸給豫算定額內ニ於テ雇員ヲ使用スルコトヲ得

第二十一條　府縣ノ事務ヲ分掌セシムル爲ニ左ノ二部三署ヲ置ク

內務部　警察部　直稅署　間稅署　監獄署

第二十二條　書記官ハ內務部長警部長ハ警察部長收稅長ハ直稅署長及間稅署長典獄ハ監獄署長トナリ各知事ノ命ヲ承ケテ部下ノ官吏ヲ統督シ所部ノ事務ヲ掌理ス

第二十六條　監獄署ハ監獄ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十九條　警察部直稅署間稅署監獄署ノ事務ノ分課ハ知事之ヲ主務大臣ニ報告スヘシ

第三十四條　監獄書記ハ典獄ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

典獄事故アル時ハ上席書記知事ノ命ヲ承ケテ其職務ヲ代理ス

第三十五條　看守長ハ典獄ノ命ヲ承ケ監獄ノ戒護ヲ掌リ看守ヲ指揮監督ス

第四十條　府縣職員ノ外監獄醫及敎誨師ヲ置キ判任ノ待遇トス其定員ハ知事之ヲ定メ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十一條　東京府ノ警察及監獄ニ關スル事項ハ警視廳官制ニ依ル

○

朕玆ニ地方官官等俸給令ノ改正ヲ裁可ス

御名御璽

明治二十三年十月十日

勅令第二百二十六號

地方官官等俸給令（摘要）

第一條　府縣知事書記官警部長收稅長及典獄ノ年俸ハ左ノ如シ

典獄　八百圓　六百圓　（三府及開港場又ハ師團所在ノ各縣ハ八百圓其他ノ諸縣六百圓）

第九條　本令ニ規定スル條項ヲ除クノ外地方官ノ官等俸給ハ總テ明治十九年勅令第六號高等官官等俸給令同年勅令第三十六號判任官官等俸給令明治二十三年勅令第七十四號但書竝同年第七十五號勅令ニ依ル

○

朕府縣參事官及典獄特別任用令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十三年十月十日

勅令第二百二十七號

府縣參事官典獄特別任用令

第一條　府縣參事官竝典獄ハ五箇年以上官務ニ從事シ判任官三等以上ノ現職ニ在ル者ニ限リ當分ノ內試驗ヲ要セズ高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ任用スルコトヲ得

第二條　前條ニ依リ高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ任用シタル府縣參事官竝典獄ハ高等試驗ヲ經ルニ非レハ各他ノ高等官ニ轉任スルコトヲ得ス

○

朕集治監假留監看守人員及俸給ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿三年十月十日

勅令第二百二十八號

集治監假留監看守ノ人員及俸給ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　看守ノ人員ハ在監人五百名ニ付七十五名トス

但三池集治監及北海道ニアル各集治監ニハ此定員ノ外五十名以下ノ看守ヲ增置スルコトヲ得

二　在監人五百名ヲ超ユルトキハ百名ヲ增ス每ニ看守十名ヲ加ヘ五百名ニ滿タサルトキハ百名ヲ減スル每ニ看守十名ヲ減ス

三　看守人員ノ增減ヲ行フハ在監人ノ員數ニ百名ノ差ヲ生シタルトキニ於テスヘシ

四　看守俸給ハ月俸拾圓以下六圓以上トス但勤續滿九年以上ノ者ハ拾貳圓滿拾二年以上ノ者ハ拾五圓ヲ給スルコトヲ得

五　在監人ノ減少ニ由リ過員トナリタル看守ハ休職ヲ命シ現俸ノ三分ノ一ヲ給スルコトヲ得但休職ハ一年ヲ期トス期滿フレハ其職ヲ免ス

○

朕廳府縣看守俸給ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十三年十月十日

勅令第二百二十九號

勅令第二百二十八號集治監假留監看守人員及俸給ノ件中俸給及休職ニ關スル規定ハ廳府縣看守ニモ適用ス

○

海軍省令第十四號海軍監獄則施行細則（九月二十日）（畧ス）

○

朕刑事訴訟法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十三年十月六日

法律第九十六號刑事訴訟法（畧ス）

○

朕竊盜ノ罪ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

御名御璽

明治二十三年十月八日

法律第九十九號（畧ス）

●辭令

任香川縣書記官敍奏任三等　集治監典獄正七位　神原富文

司法省參事官　倉富勇三郎

監獄官練習所ニ於テ刑法講義ヲ囑託ス但爲手當一箇月金四十五圓給與　元老院議官　小原重哉

監獄官練習所ニ於テ本邦監獄法講義ヲ囑托ス但爲手當一箇月金四十圓給與　集治監典獄　渡邊維精

三池集治監詰ヲ命ス　北海道廳典獄　安村治孝

本年法律第十一號第二條ヲ誤解シ明治二十二年度樺戸集治監經費殘額ヲ成規ニ違ヒ樺戸支金庫ニ納付シタル段職務上不都合ニ付譴責ス　集治監典獄神原富文

明治二十三年九月五日三池集治監囚徒三好孫吉外七名破獄逃走シタル處平素取締方不行屆職務上不都合ニ付譴責ス（以上內務省）

釧路集治監詰ヲ命ス（北海道廳）　北海道廳典獄寺見機一

●雜事　瑞西刑法協會ハ本年八月十二日ヨリ同十四日マテ比耳奴府ニ於テ開會スル筈ナリ其議事要目ハ左ノ如シ

一　到底改心スヘカラサル習慣上ノ犯罪ノ定義ハ法律上如何シテ之ヲ確定スヘキヤ又此種ノ犯罪ニ對シテハ何等ノ方法ヲ設クヘキヤ

二　（イ）幼年ノ犯罪人ハ其年齢何歳ニ達シタル時ヨリ刑法上之ヲ處罰スヘキヤ

（ロ）强制教育ノ許可ヲ與フルト否トハ處罰スヘキ行爲ノ有無ニ依リテ定ムヘキヤ

（ハ）幼年ノ犯罪人ヲ取扱フニ方リ其處罰セラルヘキコトヲ識得スルニ足ルノ智識ヲ有シテ罪科ヲ犯シタル者ト否ラサル者トノ間ニ區別ヲ設クルハ必要ニシテ且ツ正當ナリヤ如何

三　處罪スヘキ行爲ニ依リテ損害ヲ受ケタル者ノ利益ニ就キ法律殊ニ其私法ニ關スル條規ニ於テ從來ヨリモ一層能ク注意ヲ施スニハ何等ノ方法ヲ以テスヘキヤ

四　短期ノ自由刑ニ代フルニ懲役ヲ以テスル場合ニ於テハ閉鎖セスシテ服役セシムルヲ適當ナリト爲スヘキヤ

本年ノ會議ハ參列員甚タ數多ナル見込ニシテ比耳奴府ニ於テハ外賓ヲ優待スルノ準備ヲ爲シ特ニ之カ委員ヲ設ケ瑞西聯邦裁判官モーレルヲ推シテ其委員長ト爲セリ瑞西大統領ルシヨンネー名譽議長席ヲ占ムル筈ナリ列國刑法協會會員ハ凡ソ五百名許ニシテ此内ニハ有名ナル法學士多ク歐州各國ヨリハ勿論中央及南亞米利加其他闇領印度ヨリモ該協會ニ加入セル者アリト云フ（本年八月五日獨逸アルゲマイネエ、ツアイツンク）○白耳義國囚徒及幼年者保護ニ關スル萬國會議　囚徒及幼年者保護ニ關スル問題研究ノタメ本年十月九日白耳義國アンヴェール府ニ於テ開設スル萬國會議ヘ提出スヘキ問題案ナリトテ本邦駐劄白耳義國特命全權公使ジオールジ、ナイトヨリ送致アリタレハ左ニ譯載シテ參考ニ資ス（外務省）

囚徒及幼者保護問題ニ關スル萬國會議ニ付スヘキ議題ハ左ノ如シ

第一部　幼者ノ保護

第一　種々ノ原因ニ由リ政府ノ保護ヲ要スル幼者ノ體育智育德育ノ發達ヲ確實ナラシムル方法ハ如何ナルモノヲ以テ最モ可トスルヤ

本題幼者ノ重ナル種類ハ左ノ如シ

犯罪幼者即チ法律上重罪或ハ輕罪ト稱スル所ノ行爲ヲ爲シタル者

無籍幼者

依ルヘキ所ナキ幼者

第二　親族ニ依托スル方法ハ幼者ノタメニ利益アリヤ否

利益アリトスレハ其方法組織如何、

第三　如何ナル塲合ヲ以テ父タルノ權利ヲ放棄シタルモノト認ムルヤ

其放棄シタル塲合ニハ如何ナル方法ヲ以テ幼者ヲ保護スヘキヤ

第四　父ノ望ニ依リ入監セシムル幼者ニハ如何ナル規則ヲ適用スヘキヤ

第二部　囚徒及滿期放免者ノ保護

第一　囚徒及滿期放免者ヲ保護スルニハ如何ナル方法ヲ最モ適當トスルヤ

第二　臨時救育所ノ設定ハ必要ナリヤ

必要ナリトセハ其組織法如何

第三　警察官ノ特別監視ト保護事業トハ調和シ得ルモノナリヤ

警察官ノ監視ニ代フルニ他ノ監視法ヲ以テスルヲ得ルヤ果シテ然ラハ其方法如何

警察官ノ監視ヲ維持スルトセハ其組織如何

第三部　食丐及漂泊人

第一　食丐及漂泊人ヲ豫防スル方法如何

第二　右ノ豫防法ニ關シ救育所ト保護委員トノ間ニ定ムヘキ關係如何

雜論

典獄其他の實務家より本會の參考として意見を寄せられたる向少なからず本會爲めに稗益を受くること多し是れ深く謝する所なり然るに空しく之を本會の筐底に収むるは如何にも忍ひさるを以て自今聊か短評を付して本欄に掲け廣く會員諸君の參考に供することとせり就ては今後も本會の參考として續々意見を寄せられんことを會員諸君に切望す本會は諸君に代りて之を世に唱道するあとを怠たらさるへし

○盜囚の所持金　現に監獄に在る盜犯囚にして入監の際より所持金を有する者少なからす其額多きは百數十圓の者あり而して是れ果して贓金にあらす又被害者へ

賠償したる殘餘なるや甚た疑はし因て盜囚に所持金多きものあるあと事實なりとせは裁判所に向て精査を望まさるを得さるなり

○出獄人の給與工錢　囚人放免の際多くの金錢を付與するときは空しく酒食の爲めに之を費消せしむへきの虞あるあと勿論なれは出獄人保護會社等の既に成立する地方に在ては能く本人を懇諭して斯の如き會社に直ちに其金錢を預けしむる等充分の注意を當局者に望む蓋し監獄内に在て刻苦貯蓄し得たる給與工錢を一朝酒食の爲めに擲たしむるは如何にも忍ひさるあとにして之れか爲めに曾に本人の生業の資を失はしむるのみならす監獄に於て折角改悛したる感化の効も亦水泡に屬すべければなり

○監獄構造の試驗　監獄構造の至難事中の難事たるは多言を要せす若し夫れ悉く歐洲風に擬して足れりとせんか此至難事も亦難事とするに足らす是れ易事のみ然れとも民俗風土の異なる豈に悉く彼に依るあとを得んや因て惟ふに先つ彼の構造法にして本邦にも採りて可なりと認むるものに限り力めて之を現在の監房に實施し其試驗果して好結果を得は則ち之を其新築に用ふへし是れ最も策の

得たるものなるへきか

○傳染病囚の看護　聞く囚人をして傳染病囚の看護を爲さしむるとおろなきにあらすと傳染病囚の看護は監獄の役業として強ひて之を科せさるんおとを望まさるを得す是れ其の囚人にして得心したるものなれは格別否らさるに於ては甚た妥當ならされはなり因ては押丁若くは相當の人夫を傭ひて之か看護者に充るを至當とすへきか要するに傳染病囚の看護をして強制的の役と爲すは其可なるを知らさるなり

○有力獄罰の一種　獄則を犯したるとき其情狀に由りては工錢の幾分を取り上るおと有効の獄罰たるへし外邦に其例多し我邦に於ても將來此獄罰を加へられんおとを切望す

○狂囚の處分　入監後發狂したる囚人は之を監獄内に拘禁するも毫も刑を執行する能はさるのみならす監獄の紀律を害するおと亦少なきにあらさるへし因て將來は癲狂院に移し置くおとを得るの道を開かれんおとを希望す

○特赦申請の不同　假出獄請否の標準は勘查内規のあるありて畧は監獄官をして其依準するとおろを知ふしむと雖も特赦の請否に就ては其標準として依るとおろのものなし故に特赦の事に留意深き典獄と否らさる典獄との間に在ては特赦の申請數の差甚し聞く或る地方に於ては典獄より頻々特赦を申請し或る地方に於ては未た一人も典獄より特赦を申請したるおとなしと此事果して信なふは單に拘禁地を異にするか爲め囚人の幸不幸を來すものなれは宜しく救濟の策を講せさるへからさるなり

○勘查内規の公示を望む　囚人をして眞心悔悟、從順勤勉にして一定の期限を經は斯く斯くの賞與恩典を辱ふするを得へしとのおとを豫め確知せしむるは奬勵上最も得策なりと思考す然るに我か勘查内規は其名の如く内密にして囚人に公示すへきものあらされは折角の善法も充分に奬勵上の効を全ふするを得さるやの憾なき能はす因て茲に勘查賞譽法の公示を望み斯かる善法をして益々充分の光輝を放たしめんおとを祈る

問答

本欄の問及答は固より私考に係るものなれは其當否を保するあと能はさるは勿論尚ほ不充分のこと多かるへきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらるゝ諸君は提撕の勞を惜まれさらんあとを希望す　編者白

○監獄則施行細則問答（承前）

第五十七條　在監人ノ衣類ノ外襟及蒲團ニハ白布ヲ縫着シ之ニ其者ノ番號ヲ墨書スヘシ

問　我政府に於ては在監人は都て氏名を呼はすして番號を以て之に換ふとのことを是認せらるれたれは隨て本條の規定を要するあと勿論ならんか本條に云ふ如く外襟のみにては背後より其何號の者たるを知るに由しなかるへきに付き仍ほ背中にも番號を付する方大に便あるへし而かも斯く爲すあとは得さるものなるや

答　實際上便益あるに於ては外襟のみならす脊中に番號を附するも敢て違法の處置にあらさるへしと信す蓋し本條の精神は氏名に換ゆるに番號を以てするにあれは此主旨を擴張する爲めに別段禁止せられさる處置を施すは實務家

の適宜なるへけれはなり

問　刑事被告人の着する自服の外襟にも必す其番號を墨書せさるを得さるものなるや果して墨書せさるを得そとせは差支多からん如何

答　本條は一般に就て云ふ故に墨書と明記せられたれとも自衣を着する刑事被告人の如きは敢て其服の外襟に墨書するにも及はさるあとゝ思考す聞く右は既に其筋の許すとおろなりと

第五十八條　在監人ニ貸與スル衣類雜具左ノ如シ（以下畧す）

問　枕を製するに木質は如何なるものを用てするを可とするや

答　桐の如き柔かなる木を用ふるを可とす蓋し硬質の木を以て枕を製したるか爲めに之れを使用して暴行を逞ふしたる例少なからされはなり項事に似たれとも枕の構造は深く注意そべきあとなりとす

問　履物は如何なる物を撰ふへきや

答　晴天には草履雨天には木履庭下駄の類を用ふるを可とすへし但し外役等役業の都合に依りては草鞋を可とするあと勿論なり

第六十二條　囚人及懲治人作業ニ勉勵シテ食費ヲ償フニ足ルヘキ工錢ヲ得ル者ニハ其請ニ由リ領置シタル工錢ヲ以テ食物ヲ購ヒ之ヲ給スルコトヲ得但其種類分量ハ典獄豫メ制限ヲ設クヘシ

問　食費を償ふに足るへき工錢を得る者とは如何にして其區別を立つへきや

答　食費額は一箇月若くは二箇月の平均を以て之を定め而して食費一日六錢平均の監獄に於て六錢以上の工錢を料定せられたる囚人は即ち食費を償ふに足るへき工錢を得るものとし然るへしと思考す或は云ふ料定の工錢を以て食費を償ふや否やを定むるは不當ならん何となれは料定の工錢は必す囚人か日々之を得へきにあらすされは實際働きたる丈けの工錢を以て比較するを至當なりと然れとも實際此の如くするときは轉た其煩に堪ゑさるへし且つや料定工錢は其當人か是れ丈の働を爲し得らるゝものと官に於て確認して定めたるものなれは其料定にして不當ならさる以上は即ち當人の實際得る工錢と差

なき筈のものなれは之を以て食費の償否を見るを至と強ち不當とすへからす而して實際便益甚た多しとす

問　購求食物には菓子其他贅食物をも許るさるへきや

答　否な菓子其他贅食物は許すへきものにあらさるへし故に玆に食物とあるは即ち常食と解釋すへきものと思考す

第六十三條　工錢ヲ以テ食物ヲ購給スルハ一月十回以下ニシテ一回金三錢ヲ過ルコトヲ得ス但其購給費ハ領置工錢ノ半額ヲ過クヘカラス

問　領置工錢の半額を過くへからすとある其半額の定め方は例へは一箇月に六十錢の給與工錢を得たるものは三十錢とし其次月は次月の給與工錢の半額と算すへきものなるや又は常に領置しある額の半額と云ふ意なるや

答　明かに領置工錢とあれは給與高に關係なく常に領置しある工錢の半額と解するより外なきなり然れとも給與工錢の半額とする方遞減の恐れ少なきを以て給與工錢と改められんことは希望するところなり

第六十四條　食用器具左ノ如シ

一木椀　一箸　一飯器

問　食用器具は房内に置くおとを得るものなるや如何

答　次きの六十五條に於て監房常置の器具を定められたるを以て見るも常置具の外一切の器具は監房内に常に置くおとを得さるおと勿論とす且つ食用器具を監房内に置くは頗る見苦しきものなれは監獄の清潔を保つ上に於ても必す之を常に房内に置かしむへからさるなり

飜譯

○千八百九十年開設露國聖彼得堡府萬國監獄會議議題

正員　武田英一譯　東京

第三部

第一問　各國の保護場及ひ保護會社をして共同の經驗及ひ最も有効なりと認められたる施爲の方法を利用し、出獄人の其家に歸りて勤勉正業に就くに至るまて之を視察し、其歸鄉を容易にし又關係人に屬する特別の報告を交換する等能く其職を盡さしむるか爲めには彼此の間に交互の關係を定むるを利とすへきか

如何に各國の保護場及ひ保護會社の彼此交互の關係を定めは則ち最良の効を奏すへきか

第二問　監獄の事務及ひ其關係の事務、公けの慈善又は救助の事務、衛生病院の事務、警察及ひ公安の事務、弓兒無籍者抑制の事務、「メーヴン、ド、トラヴイユ」（作業場）「デポー」「アジール」「ルヒュージュ」譯者曰作業場以下は孰れも刑餘賴る無き者又は不良の少年等を養育する所なり等の組織檢閲又は監督の事務に關する諸廳諸局の間には、相連係する利益及ひ問題を有するおと無きか、從て又彼此の間交換すへき報告、合一なる目的及ひ施爲方法を有するおと無きか

以上各事務の不齟齬を妨けす、又其整理運轉を害せすして、能く此報告の交換、目的及ひ施爲方法の合一を定むるには如何すへきや

第三問　其名義の如何を問はす、公けの後見又は監督に屬する幼者未成年者の敎

育作業及ひ前途を安全確實ならしむるには之を家族に寄托するの法を以て利益ありと爲すへきや

或る幼者未成年者に對しては如何なる度合まて又如何なる方法に依り此寄托法に代ふるに感化院の雜居法を以てすへきか或は彼此両法を混合して施行すへきか　（未完）

○

○露國萬國監獄議會第二部第二問の答

正員　加地釿太郎譯　東京

監獄の工業は民間の工業に對し如何なる度合に妨害を及ほすや力めて競爭の害を避けんとするには如何なる方法を以て在監人の工役法を制定すへきか

匈牙利國ソフロン重罪監典獄エチエンヌ、ド、バルケー氏答

監獄の工業は果して民間の工業に妨害を及ほすや否や、余輩は何人と雖とも否らすと明答する者あるへしとは思はさるなり獄内工業の民間工業を損害するの明

白なる余輩は未た曾て其反對者に遭遇せるあとなし、獨り孛國の典獄ストロッセル氏は同國ランヴエストフアリー州監獄會社の會議に於て此競爭の害少なき所以を述へて曰く若し受負人にして在監人に或る工業を授けんとするも監獄に其人を得さるときは必す民間の職工に就て其同一の工作を行はしむへし果して然らは有害なる競爭は決して生するあとなかるへしと、然るに實際は氏の言と全く背反する者あるを如何せん若し受負人にして在監者中に其人を得さるか爲め民間の職工に依頼するときは其工業の賃銀を得るものは政府にあつすして即ち民間の職工なれは其賃銀の價格は必す需要供給の法則に支配せらるゝは言を俟たさるなり此害は殊に我匈牙利國に於て甚たしとそ盖し我國の重罪監獄に於て工役に從事する囚徒の百分の九十迄は農民牧人等の社會に屬し獄内に至り始めて工作を習得したるものなれは該監獄は非常の割合を以て職工を增加養成し爲めに工業者の一部をして生計の途を失はしむるに至らんとす

是故に余輩は監獄の工業を以て民間の工業に有害なりと云ふを憚からさるなり而して其有害なる所以を詳述するに單に其理由を擧くるに止らす尙は進んて其

弊害を出來得へき丈減殺するの方法を講せさるへからす此眼目に基き余輩は是より愚見を開陳せる所あらんとす

夫れ何れの文明國と雖も民間の工業社會に於て監獄の工業より生する有害なる競爭に對し苦情を唱へさる者未た曾て之れあらさるなり匈牙利國に於ても亦之れあるを免れす爲めに職工社會の生活をして日に月に困難ならしめんとす

各國茲に見るあり千八百八十三年此苦情の詮議を始むるおとゝなり匈牙利に於ても工業及職業教育委員會の發議に依り此調査を遂くることゝなれり

此調査に依り決定せし主意は第一重刑及長刑に處せられたる囚徒に工業を授くるは必要の事にして囚徒の遷善改悛を目的とする監獄の制度に取りては囚徒に職業を教ふるは緊要缺くへからさる所なり第二囚徒の從事すへき工業の種類を選び之か規定を設けさるへからすと云ふにありき然るに此方法たる世人か苦情を唱へて止まさりし競爭の弊を排除消滅するに足らす且つ其決定せる種類の工業のみにては千を以て數ふる囚徒を活用するに不便なりしかは折角の決議も遂に其功を奏せす而して此調査を主張したる者も遂に現時の有樣にて暫く滿足せ

さるを得さるに至り敢て左程の必要もなき二三の希望を開陳したる後監獄の工業を以て其所在地及其地方の工業を防害するおとなかふんおとを注意して事止みたり

斯の如き有樣なれは右の調査後は監獄の工業上に二三の細目おそ少く改良したる所あれ其大体に至りては依然として舊來の面目を更めす從て苦情を唱ふる者は公衆の注意他の事變に轉するまては嚢々として其聲を絶たさりき

監獄工業の害を減少すへき方法を逃ふるに當て茲に注記すへきおとあり則ち監獄の工業は勤勉にして巧智ある民間の工業者には敢て重大なる妨害を及はすへきものにあらす若し其業を營ひの道宜しきを得は焉そ監獄工業の爲めに其業を失ふか如きおとあふんや只夫れ無智懶惰なるの徒に至りては一日勞動して二日遊情し酒店に於て獄内工業の非を喃々す其害を蒙るものは實に是等の徒にあるなり

是れより監獄工業の害に對する諸說を揭けん

第一說に曰く在監人の製作せる物品にして民間職工の製造せる物品と同一の價

を以て販賣せらるゝに於ては監獄の作業は決して民間の工業に妨害を及ぼすことなかるへしと此希望や誠に正當なり然れとも實際行はれ難きを如何せん抑々公衆に於て監獄の製造品を購求する所以のものは其價の廉なるか爲めなり若し之をして民間の製造品と同價ならしめは其販賣必す僅少なるへきのみ

第二說に曰く囚徒を使役するの業は專ら農業河川堤防鐵道等の工事に限ふしむへしと此說や理論上に於ては甚た正確ありと雖も實際は亦之れと異なれり蓋し斯の如き獄外の業は全く刑の目的に背戻し紀律を紊乱すへきのみならす危險最も大なるものにして多分の囚徒の爲めには甚た不適當なるものなり

第三說に曰く獄内にては民間に於て製造せさる種類の作業例へは我匈牙利國に在りては木函煙草を入るゝ(ボタン)小楊枝玩具等の如き物品を製造せしむへしと然るに若し囚徒をして僅々たる種類の作業にのみ從はしめは其物品の製出高は非常に夥多なるへきも其販路は如何加之監獄工役の目的は如何して之を達すへきや就中此の如き作業は囚徒をして出獄後生計の道を得せしむるに如何程の利益ありや

第四說に曰く重要なる監獄を全國の各地に散在分置すへしと此說たる或る點よりすれは或は利あるか如しと雖も競爭の害を減殺するに於て何の効もなく唯監獄を各所に設置するか爲め其競爭をして目立しめさるに止るものなれは敢て論するの價値なきものなり

最後第五說に曰く政府は自己の需用品を監獄の工作に仰くへしと此說たる本論を決するに於て最も適當なるものなり從來我國の監獄は其所轄省殊に司法省の爲めに其作業を行へり將來は又他省殊に陸海軍省の爲めに其需用品を製造せは其れ或は其可なるに庶幾かふん歟

然ふは此方法は民間の工業に妨害を及ほすおそれなきやと云ふに決して否らす從來民間の工業者より政府に供給せし物品を政府自ら製造するに至ふは民間の工業者は大なる損害を被るへきは論を俟たす然れとも愚見を以てすれは尚は此方法を以て最良なるものと爲さゝるを得す何となれは政府に於て其需用品を監獄に仰かは世人の苦情は尚は消滅せさるには相違なかるへきも其苦情を表白するの理由とする所を失ふに至るへけれはなり

（未完）

○看守學校（承前）

獨逸國　ヤーゲマン博士　著
正員　野村泰亨　譯　東京

第五章　學理並に應用豫備科程

今や高等監獄官の豫備科程を搆制すへきの法を討究せんとす予は今一新問題に遭遇す新問題とは即ち統計學に係る問題是れなり所謂統計のものたるや一の學問とし又一の業務として五十年以來既に甚た高き程度に達したるは何人も其間に異議を容れさる所なり今を去るおと僅に五十年の昔日に在りては統計を業とする者其數極めて寡くして此業尚は至りて進ます輯もすれは之を以て附屬の業務と爲し身を此業に委ねたる者も未た爲めに專門の教育を受けたる者にあらさりしなり今日は既に統計局を設くるの國頗る多く其業に精しき人を以て其事務を管理せしむ是に於て社會凡百の事項は一として統計學の探究に係らさる者無きに至れり而して其成蹟の至て大なるは亦爭ふへからさるの事實なり故に政府は明晰なるを要するの疑問あるに際しては毎に統

計に由りて其當に參考と爲すに足るへきの標準を得たり抑々此の如く統計學は發達したるは決して偶然にあらす乃ち一定の方法に依りて襞舍を設立し此學を講明したるの致すところに由らすんはあふす先つ其一例を擧くれは一千八百六十二年に少壯統計學者を養成せんか爲めに伯林府に統計師範學校を創設したるか如き即ち是なり

凡そ法律學者と行政學者とに論無く普通の學問を修むるも亦專門の課程を學ふも別に統計學を修めさるときは統計家の任務は勿論高等監獄官の勤務を行ふに適せさるへし又之と均しく史科（ファキュルテイストリック・エ・フイロ・ゾック）及ひ原語科の大學部に在て普通の大學課程を修むるの人と雖も亦別に統計專門豫科を學はされは主簿（アルヒーヴイスト）と爲りて十分の功績を奏するおとを得さるへし此統計學を擴張し又之か技能を發達するは唯主簿の特別勤務に重要なるのみならそ此統計の業に精しき者全國に散在するときは各地傳記の講習を好愛し古典舊籍を尊重するの情念を興起せしむるの功あり

第六章　看守學校

今や看守學校の搆制を論せさるを得さるに至れり而して其搆制をして實功を奏

せしめんには便宜なる各種の條項をして相戻らさらしむるを要す

此の如き看守學校は稍々重大なる監獄の設けあるところの大學所在地の市府にあらされは之を設立するおとを得す蓋し看守學校設立の盛擧は學識經驗並に傑出したる學官の助力を受くるにあらされは其功を奏するを得さるへし大國に於ては看守學校に必要なる一切の原素を得るおと固より難からす此看守學校を設立せんとするの議を立つるの國若し其議行はるゝを得るときは此學校の爲めに偉勳を立つるや必然ならん

以上の方法に由るときは高等監獄官の專門教育の程度益々高尚に至り監獄學益々攻究せられて益々深遠なるを致すは固より疑を存すへからす夫れ自由權剝奪の刑を執行するの制未た全く行はれさる國の監獄官は之をして此學校に就て修學せしむるを可とすへし願ふに外國留學生徒の入校多きに失するも監獄學學科の講習上一定の進歩を害するおと無かるへし然れとも學校費額縱令巨多ならさるも本邦生徒に不便弊害を生すへしと認知するときは每ねに外國生徒の員數を定限するも不可無きなり看守學校入校の條項は生徒の員數を定限するを目的と

す可らす乃ち來學者をして益々多からしめんおとを旨とせさるへからす此看守學校の教員は其生徒に大學の課程を修めし生徒ある時は一層滿足なるへし然れとも高等監獄官の志願人は其數甚た多からさるか故に今日國民中何の社會より出つるも之を斥けさるを良しとす故に法律家、醫師、僧侶、會計官吏、休職士官も亦右の志願人たるを許すへし伯林統計學校の例に倣ひ其課程を了らさる學生も之を除くへからす抑々看守學校に於けるの專門教育は成童に對して其成績一層直接にして且つ重要なるものありと雖も其漸く成長して稍々學生の奥旨を了知すへきの壯年者に於て此教育の効力薄しと爲すへからす此教育の効力大なるときは彼をして監獄官たるの職務を守り既に修むる所の原則を遵守するの志を固うせしむるを得ん

本校に於て諸講義を擔任する者の講義法各々區々なるは外面より之を看れは其構制をして一層困難ならしむるか如し然れとも決して然らさるなり蓋し其生徒をして學理上の教課を修めしめんには成るへく其年齡の少長其特科の研究其目的の如何に注意し隨て其法を區々にせさるへからさるは勿論なれはなり是に由

り監獄學の問題を處理するには學理上と應用上との關係を斟酌して用意周密なふさるへからす而して生徒の年齢と智力との差異に注意すへきは殊に實地温習の上に在り此實地温習は予の後章に釋明するか如く各自別個の法に循ひ人々に由て授業法を異にするを得へし

予は左に看守學校に於て授くへき教育の二大課目を掲載せん

(第一)　學理課目

但し此課目に於ては監獄學の目的を釋明し且つ學理上の基本を完全にすへし

甲　何の國に於ても監獄學に就き二三講義を行ふの外之を教授するあるを見す故に尚ほ一層監獄學の課程必要なるを以て諸生徒をして皆之を修めしめさるへからす其課程の課目体裁如何は予既に之を記載せり然れとも亦同時に予の注意を要すへきものあり夫れ看守學校の教育の本領を得せしめんには高尚純理の學より寧ろ歴史的幷に經驗的の學理を旨とせさるへからふさるあり故に若し大學校に於て此課程を修めしむるに於ては之か

教授たる者は學理的の方法に循ひなから又以上の目的に基くへき所以を忘るへからふす是れ決して爲し得へからさるのあとにあふす若し一身にして監獄學に係る一切の事項を擔任するに適當なるの人を得さるときは本課目中監獄衛生若くは宗教事務の如き二三專門科は別に教官を聘して之か教授を托せさるへからす

乙　予は刑法と心理學とに關する大學の兩課程に於て互に尤も緻密の關係あるを知る蓋し此二學科は看守學校生徒に於ては縱令其大畧のみを修むるに過きさるも亦尤も須要欵くへからさるものと爲す夫れ刑法なる者は治罪法と之に關する一切の事項とを一括し之を以て處刑執行法と爲し獄制法の基くへき法律上の大本と爲す是を以てル〻監獄官たる者は少くも刑法の大体に通曉せさるを得す若し夫れ心理學は受刑者の氣象を攻究し又判定し其をして論理に基くの處刑を受けしむるに尤も肝要なる者とす故に醫學者若くは哲學者は此心理學を教へ且監獄法と心理學と相關係するとおろの諸點を檢覈するを務むへし此の如くなるときは心理學の功績

益々大なるへし

○伊國監獄改良に關する法律の草案（千八百八十九年の出版に係る萬國監獄委員會雜誌より抄譯す）

（未完）

正員　佐野尚譯

第一條　監獄改良に關する新法の適用及其方法を取捨するの全權は王國政府に委任するものとす

第二條　各州裁判區所在監獄規則の修正は内務司法兩大臣の發議に依り敕令を下すものとす

第三條　裁判區所在監獄の建築、增築、廢止、及修覆の工事は裁判區所在の邑の負擔とす但郡獄及僧侶の所領監獄に對する諸工事及中央獄、官立感化院の諸工事は都て政府の負擔とす

第四條　第二條に記載する敕令は内務大臣の注意を以て裁判區所在の監獄に關する衛生、安寧及規律を確保するものとす

若し右に關し必要の工事ある時は監獄局の專務官吏を集會せしめて之か計畫按を作らしむへし

第五條　第四條に記載する計畫按を確むる爲め其草按を裁判所々在の各邑に送達すへし又之に關する費用及論議を確むる場合に至りては州長を議長とするところの委員會にて其判決を爲すへし其委員會は左の諸官吏を以て組織す

大檢事　州の民事及刑事裁判所檢事　州の工師長　監獄專門工師　監獄局の代理人

第六條　裁判區所在諸監獄の建築、增築、廢止、等の費用は三十年間を期限として預金局の金員中より其邑に於て使用するところを得而して其利子は通常成規の利子とし且つ二朱以下に減するところを許さゝるへし

第七條　各邑は減利及成規の利子を以て借用期限間に前條の借入金を償却するを要す

又政府は特に寬宥の方法を設け邑より支拂ふところの減利子と成規の利子との差たる金額を預金局に支拂ふところを得

郡獄及官立感化院

第八條　郡獄、僧侶の所領監獄、中央獄及官立感化院に關する工事の計畫按は監獄

局にて會議を開き之を討論するものとす此按も亦裁判區所在の監獄と等しく行政上の目的に由て內務大臣の檢査を經たる後尙之を確むる爲め工部大臣に送達するものとす

第九條　前條借入金の豫算額は監獄の作業より生したる金額に應して之を規定するものとす

右豫算額は年度に必要なる割合を以て內務大臣之を定む

（未完）

統計

○英國監獄統計表摭要（前號の續き）

正員　神谷彦太郎譯

第三　感化院

（感化院は英語「レホルマトリー、スクール」と云ひ幼年犯罪者を拘禁する所なり本院に關する統計は千八百七十八年度間のものに係る）

一院數　五十四（但し既に政府より保証せし分）

（爾後其數增加して六十五に至りしと云ふ○英國の感化院は民間の慈善家に於て其地所家屋等を買入れ稍々体面を備へたる後其維持に就き初めて政府より在院者の數に應し若干の補助金を下附するものとす之れを其院を保証すと云ふなり）

一前年度末日の現員　四千七百七十九人內男三千九百二十五人女八百五十四人

一本年度末日の現員　四千八百八十三人內男四千四人女八百七十九人

一本年度間新入院　千五百八十四人內男千三百二人女二百八十二人

一敎令悖戻の行爲あるに依りて監獄に戻されし者三十六人（感化院と監獄の關係は雜記に詳かなり）

一病死　三十一人

一在院期限未た滿たさるも國務尙書の命に依り出院せしめたる者百十四人

一再入以上の者　本年度の入院者中再入以上の者六百六十三人あり即ち百人に付四十一人九分に當る

一入院許可の年齢　十歳未滿より十六歳に至る
一在院者の年齢　十三歳以上十五歳以下の者最も多し
一教育の度　本年度入院者中可なり教育を受けし者男は百人に付九人三分
女は同七人八分なり
一國庫拂渡金（即ち在院者の數に割合して保証院へ下渡したる金）三拾六萬三千七百五拾八圓九拾一錢（前年度に增せること一萬六千五拾二圓七十二錢なり）
一父母の出金　二萬八千四百八十六圓三十三錢
一雜記
英國の感化院は既に罪を犯したる所の幼年者を拘禁する場所とす其の罪惡に陷ひるの恐れある幼年者を拘置する場所は授職院とす
幼年犯罪者の待遇は之を監禁時限拘置時限の二種に別つ其監禁時限は地方獄に於て經過せしむるものにして感化院に在て經過する時限は即ち拘置時限なり○感化院に於て悖戻の行爲ある者は之を監獄に戻す即ち再ひ監禁に處す其

時限の制限は監禁時限は十日以上四ケ月以下拘置時限は二年以上五年以下なり

第四　授職院

（授職院は英語インダストリアル、スクールと云ひ或は職業學校或は下等職工學校等と譯す本院に關する統計の年度は感化院に同し）

一院數
九十四（但し既に保証せし分なり保証の事は感化院に同し）
一前年度末日の現員　八千九百三十四人内男七千四百三十八人女千五百四人
一本年度末日の現員　九千五百五十人内男七千八百九十八人女千六百五十二人
一本年度間新入院　二千六百二十人内男二千百七十五人女四百四十五人（前年度の入院數に比すれは二百七十三人を增せり）
一病死　七十六人
一假出院　五百八十六人
一在院者の年齢　十歳以上十二歳以下の者最も多し

一總費額　凡そ金九十萬四千八百八十圓內父母の出金に係る分凡そ五萬六千四十圓なり

一雜記

本院ハ外見十四歲以下の乞兒、無宿者、親又は後見人に於て悖戾治し難しと認めたる者並に四人の子弟等に職業を授け自活の道を學はしむる所とす又外見十二歲以下の刑事被告人（重罪に關する者は除く）を一時拘置す

本院は其在院者の同意書を以てするにあらされは已に十六歲に達したる所の幼年者を拘置するをとを得さるものとす

○

上に揭けたる授職院の外に「ミッドルセックス授職院」と稱する一種の授職院一個所あり幼年犯罪者を拘置す其の感化院と異なる點は本院に入る者には監禁時限（監禁を課せさるにあり今左に其統計を略舉す此統計の年度も亦感化院に同し

第五　ミッドルセックス授職院

一前年度末日の現員　百二十九人

一本年度末日の現員　百三十四人

一本年度間新入院　四十九人

一再入以上の者　本年度入院者百人ニ付十六人三分

一敎育の度　本年度入院者中に就き可なり敎育ある者は百人に付八人二分なり

一入院許可の年齡　十歲以上十四歲以下

一拘置期限　二年より五年に至る

一一年一人の費用　金百十九圓〇四錢

一父母の出金　金千八十四圓九十三錢（本院の費用はミッドルセックス郡の郡費とす尤も在院者の親又は後見人にして資力あるものなるときは其れをして在院者一名に付每週七十五錢以內の金額を出さしむ）

第六　狂囚

（既に列擧したるものの外に狂囚を容るゝ場所數箇所あり中

に就き重もなるものは「ブロードムール中央狂囚院」とす今千八百七十八年度間の狂囚統計を左に摘記す）

一前年度末日の現員　六百六十八人
一本年度末日の現員　六百七十人
一本年度間新入　百八十九人內男百四十五人女四十四人
一病死　二十五人
一逃走　三人
一罪質　殺人罪の者最も多し
一總費額　凡そ十六萬四千九百十五圓（此內國庫金支出の分八萬八千二百八十五圓にして其餘は地方稅及ひ一個人の義捐金等なり又「ブロードムール中央狂囚院」に於ける一年一人の平均費用は二百六十八圓三十九錢なりと云ふ）

（以上摭要事項の一樣ならざるは原表の体裁種々にして各監各院毎とに異なるに依る又英國とあるもイングランド及びウェールスを云ふ）（完）

○獄事統計概論

正員　松田五百吉寄稿（神奈川）

獄事統計は行爲統計の一部に屬し行爲統計中最も肝要なるものにして其統計は行爲統計の殆んと全部を占むると云ふも過言にあらさるへし

元來統計は「スタチスチック」なる語を譯したるものにして「スタチスチック」は羅甸の「スタチス」なる語より起り之を種々の意味に解し知國學國力學國政學又は國を穿索ずる學、國の有樣を知る學などと稱へ一の科學として最も古くより世に顯はれ近世に及ひて漸く發達したるものなれは統計を我國譯字の字義によりて解するときは甚しき誤謬を免れす是れ實に一般統計を觀察する者の最も注意を要する所なり

行爲統計とは其英語を「モーラル、スタチスチック」と云ひ風儀統計、德義統計、又は行事統計などの譯字あり而して該統計たる人間一般の行爲上に就きて一切の事を判するを以て本体となすものなれは余は姑らく之を行爲統計と名けたり

行爲統計は博士シユスミルヒ氏に起りケトレー、キューリー、レゴイの諸氏に依て發達しバックル、スチュワルド、ミル、ホフマン、デーテリチ、ワグネル、ドロヒッシ、エッチンゲン、マイエル等の諸氏に依て成立せり而して行爲統計は人類各自に固有する自由意思の決定に基くところの結果を探討するを以て社會、政治、經濟上に最も親密の關係を有し哲學家、理學家、法學家、政治家の爲めには特に價値あるものなり

凡そ人間各自の自由意思より起る行爲は要するに二種の別に過ぎず一を善行と云ひ一を惡行と云ふ此の善惡の行爲に就き統計上の觀察を爲すに其善行に係るものは容易に之を徵証するを能はず何となれば善行は常に冥闇の中に存在し數字の力及ばざるものあればなり假令數字上に於て此の事實を顯表し得るあるとありと雖も其顯れ得る所のものは多くは一の虛影に過ぎずして眞の事實は反て闇中にあるものなり是を以て行爲統計の大体の目的とするところは人間行爲の正法に違ふ所の事實を顯はすにあり蓋し善良の行爲は邪惡の行爲よりも事實の顯象を觀察するあと大ひに困難にして強ひて之を調査せんとするときは反て眞を失ひ世を欺くの恐れあるにより行爲統計を大率ね邪惡の行爲に就き事實の探究を爲すものとす或る論者行爲統計を批難して曰く元來德義を破り法律を犯せか如き者は決して數字を以て之を記載し又數字を以て之を論議探究すべきものにあらずと然れとも此は論者の未た人の行爲に或る一定の限界あるを識らざるに由るのみ

抑々獄事の統計は今より凡そ四五十年前刑事統計と共に世に顯れたるものにして人間の意思より起る行爲の正法に違ふ所の最も極端の事實を探究す其精確明瞭なるものは實際上及ひ學問上の大なる稗益を與ふるのみならず統計其者にありては特に著しき進歩とす然れとも苟も統計の事に與かるの士にして其何物たるを辨へす妄りに數字を縷列し表中許多の數字を排列したりとも吾人は之を統計と名つくるを得さるなり何となれは統計の數字を採用するは固と是れ便利上よりするものなればなり則ち吾人か統計上の記載に於て觀る所の數字は常に活動力を有して自ら諸般の事を指揮命令する

無量の勢力を有し最も高尚の地位に立つものならさるへからす再言すれは統計の數字は過去に對しては歷史家たり將來に對しては豫言者たる資格を備へさるへからす故に苟くも統計として事實を蒐輯排列したるものは凡て精神と目的とを具備するものならさるへからす吾輩我各府縣に於て年々編纂する監獄統計表なるものを閱するに其多數は內務省報告例の表式を基礎となし之に多少の表式を增加し又線畫の類を加へて以て編製せり事實の比較と事實の大數とを以て本分となす統計は此の如き編纂を以て滿足する者にあらさるへし必すや表中の數字は方向を失ひ其歸着する所に迷ふなるへし余一日某典獄の門を叩き談偶々監獄統計表のあとに及ふ典獄曰く我か監獄年々多額の金員を費消し統計表を編製せしむるも其利益を見すと此言や實に眞なりと云ふへし統計にして法律や命令に從ひ其指示する所に由て生息するものたらは到底法律や命令を指揮し又此等に對して歷史家たり豫言者たるの資格を有する能はさるなり吾人は監獄統計表か內務省の訓令に支配せらるゝを好ます何となれは內務省報告例なるものは爲政者其人の必要により地方官をして過去の治績を報告せしむるに過ぎさるものにして行爲統計の一部なる獄事統計として看るへきものにあらされはなり我國統計學の渡來日尙は淺く從て世人之に意を注くあと淡白なり殊に獄事統計に至りては甚た幼稚と謂はさるを得す是れ社會の狀勢に因るとは雖も獄事統計家其人の罪も亦免れさる所なり

獨逸に於ける今時の統計家ウスホーヘル氏は人間行爲の關係を二部に分ちて論せり曰く內部外部の近因より起る性情及ひ情慾の發達に於て整律なるものは德行となり若し其整律を妨くるときは害惡

の行たり其内部關係の近因は自保の性情、家族の性情、安樂の性情、男女の性情、愉快及び親睦の性情、体力上の性情、意思上の性情等にして外部關係の近因は自然の關係、家族の關係、社交上の關係、經濟上の關係、政治上の關係、法敎上の關係等是れなりと千八百六十七年伊都フロレンス府に於て開會せる萬國統計会會も殆んと之れと同樣の議定を爲したるおとあり左れは獄事統計家たるものは是等の探究に耐ふへき諸般の才能に富みたるものたらさるへからす算術の運法數字の取扱に熟達するを以て滿足すへきにあらさるなり

以上獄事統計の大要を論せり今左に統計上の觀察に基く人間自由意思に關する諸說を揭け以て本論の局を結はん然れとも一片の紙上到底能く此難問を盡すへきにあらす只余か記臆に存する學士の定見を揭け以て參考に供するに過きさるなり伊太利國統計局長博士ボージヨー氏曰く一箇人たるものは或る事を爲すと爲さゝるに於ては自由の者なれとも人間社會全体は保存と進步の法則を有すと又曰く人は自由の者なり然れとも人世は其固有の道に由て行く例へは吾人か汽船に投して旅行するか如し吾人は其船の甲板上に自由に散步するとを得れとも船行を妨くるを得さるか如しと又神學博士エッチンゲン氏は人間の道德界の行爲に自由なしと論し現今の所にては人間の道德界は其身体界に於けるか如く等しく天帝の法則に從て運動するを確實とすと云へりケレート氏はエッチンゲン氏か天帝と稱せし所に就き之を自然として大に全說を採れり其他の諸學士も亦自由及び法則の事に就き屢々之を論したるものあれとも余は左にチユリンゲン大學總理ユーメリン氏の一說を揭く可し曰

く最も强き論理に由て意を定むるおとは行爲の自由と相反するおと甚た微なり心中の經驗に據るに吾人の最も自由なる働きは吾人の最も注意して得失を辨別せし働きなり此故に吾人は或る場合に於て吾人の深く信認する人の爲すへき事を豫言するおとを得將來の變化並に其變化中に存する未來の事を考ふるに於ても吾人の考案の定點は性質の常合なるのみと同氏の此論は他の諸氏と少しく其見る所を異にすれとも要するに人間社會及び人間全般の行爲上に或る法則を存するおとを許すは疑ひなき所なり

監獄官練習

監獄官練習所に關する事項にして世に公にするも有益無害なりと認むるものは其筋の許可を得て本欄に登載す

●監獄官練習所第二回始業式に於ける所長石澤謙吾氏の祝辭及受業生總代松本悅之助氏の答辭は左の如し

祝辭

獄務改良は目下の急務に屬せりとは本年五月三十一日我内務大臣か本所に於ける告辭の冒頭なり而して第一回召集員各監典獄等の總代は之に答へて其盛意に副はんことを期すと宣誓せり是れ正に第二回受業生諸氏か先以て腦裏に銘記せらるへきの要旨と謂はさるを得す

西哲の諺に曰く終りを熟慮せされは事を始むる勿れと既に當局大臣襄に終りを熟慮ありて本所を創設せられたり諸子も亦今や玆に始めて業に就かる蓋し其終りを熟慮せられたらんおとは余か信して

疑はさる所なれは他日其美蹟を見るや豫め知るへくして即ち本日之を祝する所以なり

嗚呼獄務改良は眞に急務なり受業生諸氏か責任は頗る重大なり縱令各監獄長にして奮發改良を企圖するありと雖も上下協力一致の運動を爲さゝれは奈何そ容易最良の佳域に達するあとを得んや果して然らは實効を奏すると奏せさるとは其判かるゝ所は直ちに諸氏か勉否如何の上に在りて存せりと謂ふも敢て不可なしと斷言すへきなり

冀くは銳意努力忍耐練磨あらんあとを是れ余か受業生諸子に切望する所にして又余か心に期待する所なり始業式に方り所思を一言し以て祝辭と爲す

明治二十三年十月二十日　監獄官練習所長石澤謹吾

答辭

本日始業式を擧行せらるゝ所長より懇篤なる祝辭を以て生等か他日の効果を期待せらる一同銘肝の至りに勝へさるなり生等各自上官の撰抜を承け重大なる責任を負荷し本所に受業生たるの榮を辱ふす何の幸か之に如かん自今嚴正に課程を遵守し競辰繼晷之に居て倦むことなく之を行ふに忠を以てし獄務改良上必需の新知識を享受し誓て所長か高諭の趣旨と生等か當撰の光榮とをして實地に空くせさらしめんあとを期す受業生九十四名に代り玆に答辭を呈す

明治二十三年十月二十日　監獄官練習所受業生總代

愛知縣看守長松本悦之助

●監獄官練習所受業生心得を今般左の如く定めらるゝたり

第一章　總則

第一條　受業生練習中は所長の指揮監督命令に遵ひ受業生取締の幹理を受け且教官を敬ひ之れに順從せさるへからす

第二條　受業生は各監の撰抜に係り監獄官の職任義務等に於ては素より間然する所なきは言を俟たすと雖も重大なる名譽と責任とを負荷し他日卒業歸任の上は他の範規たるへきものなれは行爲擧措等一層注意嚴正を加へ紀律を守り學則に據り學科勵精せさるへからす

第三條　受業生教場及操練場其他外出の節共必す洋服を着用すへきものとす但病氣等にて特別所長の認許ありしものは例外とす

第四條　受業生は本所より交付の（紺羅紗に緋の練字を附したる徑八分のもの）徽章を上衣及ひ外套の左腕に附着するものとす

第五條　寄宿中給與相成るへきもの左の如し

一　食料　二　浴湯　三　教科用書　四　筆紙墨　五　炭　六　油

第六條　左の物品は之を貸渡相成るものとす若し毀損したる時は評價の上其代金を償はしむ

一　臥具　二　蚊帳　三　燈器　四　火鉢　五　煙草盆　六　靴箱　七　箒

第七條　受業生の一身上に關する事故は書面を以て受業生取締を經て所長に申出へし

第八條　教場參集及退場幷に曉旦起床臥床の時刻は鳴鐸を以て之れを報す

第九條　受業生は如何なる事故情實ありと雖も決して外泊するを許さす但疾病に罹り入院及轉地療養を要するものに限り特に許可するおとあるへし

第二章　教場

第十條　教場に在りては總て教官の指揮訓誨に從ひ務めて靜肅を主とし坐作進退苟くもすへからす尤講義了ると雖も教官に先ち退場せさるものとす

第十一條　教場の着席順は前期の初頭に於て抽籤を以て之を定むるものとす

第十二條　受業生は毎日開講時刻より十五分前教場に參集し定時至らは各員一齊に着席し教官の來場を待つものとす

第十三條　開講中は私語談笑は勿論苟くも非禮に渉るか如き所爲あるへからす

第十四條　教場に在りては喫煙を嚴禁す

第十五條　教官の來場には起立して禮意を表し又教官に對し質問應答を爲す時は必す起立するものとす

第十六條　受業上の事に付教官より他に漏洩を禁せられたる時は之を堅守するものとそ

第十七條　疾病等に依り教場及操練場へ出頭する能はさる時は必そ開講時刻前に缺席の旨書面を以て受業生取締へ届出つへし

第十八條　操練場に於ては最も嚴に規律を守り一に教官の就令に遵ひ訓練すへきものとす

第十九條　受業生は受業時間に教場及操練場を退出そるを禁す但病氣等の節は特に教官の許可を受くへし

第三章　寄宿舍

第二十條　寄宿舍は室號を逐ひ教場着席の順番に依り之を配當す

第二十一條　寄宿舍に在りては左の所爲を禁す

一　飲酒　二　危害品及碁將基盤等の玩弄物を持入る事　三　文具諸器書籍及衣類等を散乱し置く事　四　放歌喧噪等苟くも監獄官の體面に關する事　五　臥席中に火氣を用ふる事　六　猥りに小使を使役する事

第二十二條　女子は一切寄宿舍へ入らしむることを禁す

第二十三條　外來商人等總て本所の鑑札を携帶する者の外決して寄宿舍へ入らしむるを禁す

第二十四條　受業生親戚朋友等の男子にして面會の爲め來所せし時は受業生取締の承認を得たる後入舍せしむるものとす

第二十五條　受業生起床臥床時刻左の如し但病者は限外とす

自四月至九月午前第五時起床午後第十時臥床自十月至三月午前第六時起床午後第十時臥床

第二十六條　臥床の節は火器を室外へ出し燈火を消滅し火氣の殘らさる樣嚴重に注意すへし

第二十七條　寄宿舍は各室毎に同宿者申合せ輪次當番を定め置き開閉掃除し務めて清潔なるを要す
尤室内の窓戸其他破損の節は當番の者より其理由を記し書面を以て修繕方本所庶務掛へ申出へし
第二十八條　蚊帳臥具及雨具靴等は不體裁なき樣各自其場所に納め置くへし　（未完）

●監獄官練習所授業課程表は左の如し

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
午前	刑法 午前九時ヨリ一時間半	獨乙監獄法 午前九時ヨリ三時間 付實習	刑法 午前九時ヨリ一時間半	獨乙監獄法 午前九時ヨリ三時間 付實習	獨乙監獄法 午前九時ヨリ三時間 付實習	本邦監獄法 午前九時ヨリ一時間
午後	獨乙監獄法 午後一時ヨリ三時間 付實習		本邦監獄法 午後一時ヨリ一時間			

備考　本表時間ノ外臨時實習ヲ行フコトアルヘシ

通信

○第二回有罪幼者保護萬國會議

正員　佐野尚

本年十月九日白國に於て開設するところの囚徒及び幼者保護萬國會議の問題を見るに去る明治十六年佛國巴里府に開設したる有罪幼者保護萬國會議の問題と異るところ多きを以て茲に其報告書及び問題を掲げ讀者の參考に供せんとす明治十六年頃に在りては我邦に於ては未た保護會社感化院の類を設立するものなかりしか故に生等大に其答報の調査上に苦み已むを得す養育院及び福田會の報告書類を以て之に充てたるあとありき然るに僅か七八年後の今日は到る所に保護會社感化院等の設立を見るに至れり實に愉快と云はさるを得す

議會の廣告

第二回有罪幼者保護萬國會議の開會は千八百八十三年九月九日佛國内務大臣の決議を以て許可せられたり

佛國有罪幼者保護大會社は千八百八十二年の初めより已に幼者保護萬國會議を巴里に開かんことを決し該決定は佛國及び外國に於ける慈善家の贊成を得且つ大に好結果を得たるを以て佛國外務大臣も亦極めて之を稱贊し歐米派遣の全權公使に命し外國の慈善家の贊成を得且つ該事業に係る論説或は經驗等を集聚せしめふる是に於て慈善家諸君仁惠なる約束を爲し千八百八十三年該會議を巴里府に開くことに決定したり

有罪幼者を保護するに熱心盡力するところの慈善家或は官私立會社の代表者は必す來會せらるゝならん又請ふ諸君會議場に出席し實際に講求せられんことを又假令來會せさるも必す報告書或は論說を送附せられたし

且つ別紙に該會論題略目を載せたるを以て我々の意志に同感の諸君は巴里府リール町四十七番地ジヨロジウ、ボンジヤン氏へ宛て送附せられたし

會議論題畧目

第一章　幼兒（棄兒）保毋受持の幼兒
第二章　天然若くは社會上の幼年者（孤兒、貧窮者の兒子等）
第三章　徒弟
第四章　從學するを欲せさる幼者　不從順或は犯罪の幼者
第五章　幼年囚
右各章に付て左の四條を檢査するを要す
第一條　統計表（惡事の蔓延を証明すること）
第二條　法律（方今實施する正法と及び時宜に適する便法を示すこと）
第三條　會計の方法（方今或は將來のこと）
第四條　論說若くは實際の方法（既に施用したるもの及び功績）（以下畧す）

寄書

○監獄改良を望まんと欲せは大ひに獄吏を改選すへし

正員　鈴木保實　岩手

國會の完備を望むものは宜しく知力あり膽力あり學力あり才力あり資產あり經驗ある議員其人を選むへし父兄たる者子弟をして開發的の教育に進ましめんと欲せは須らく舊慣老師を去りて良師其人を選むへし陸海軍の擴張を望まは將校下士に百戰百勝の謀計妙術に富みたる人物を擇撰すへし若し萬里の長城を築き蠻族の攻擊を防禦せんと欲する者あらは秦の始皇の如き適應の人物を選むへし監獄を改良して獄事の美を顯はさんと欲せは斷乎として獄吏の改選を圖るへし（余は此時免の一字に攻擊さるの時譬へは此に宏壯の病院を新築し內外の体裁整然として至れり盡せりと万衆をして想はしむるも院長未た學士の地位に至らす他醫又之に準して學識經驗共に淺薄なりとせは公衆の安堵を得る實に難かるへし且患者をして入院せしむるも更に功驗あるを見さるならん若し監獄にして改良を圖らんと欲するも獄吏完全ならすして止むなく不適合の人物を假用するあらは不良兒惡の徒何れの時か開化の社會に轉入するを得んや監獄の良否は社會公衆の安否に係る實に大なりと云ふへし同感の諸彥よ没々として更に他事を顧みす奮進以て獄吏の改撰に怠らさらんことを望む同感の諸君切磋撓まず進んで有志諸君と談し獄事の改良を勉めよ若し余の觀察する所目下監獄社會の形勢に應せさるか將

た言ふへくして行はれさるおとなりとせば正當の訓戒を望み願くは同感の諸君合同して以て改撰說の擴張を謀ふれんおとを

○移轉囚獄衣の件に付齋藤氏に答ふ

正員　後藤祐吉宮城

正員齋藤氏は本誌第廿三號に於て移轉囚獄衣は到着獄へ納むへきものに非す發送獄へ返付すへきものと極論せり余は反對の意見を懷くを以て之を本會に寄せ第廿六號に揭載したるに氏の逆鱗に觸る所となり第廿八號に於て詰責に遇へり

氏は余の特典減等者の押送を受けたる地方監獄より集治監に向て獄衣の代金を償却せさるを得すと云へるを以て代金を償却するは獄衣を返附するの意と同しからんと云へり然れとも元來氏は到着獄へ納むへからす發送獄へ返附すへきものなりと云ひ余は到着獄へ納むへきものなりと云ふに在り之を要するに置くと返すの論點なり斯かる相違の點あるにも拘はらす余か說は氏の說に贊成したるものにして代金償却と獄衣返付は其意同しからんとは索强の甚しきものならん

氏は德島縣伺は單純なる事務施行上の伺にして其如何なる理由に出てたるやを知るへきなし其單純なる事務施行上の事よりも寧ろ其理由を知らんと欲す事務の實際は知らさるにあらすと云へり事務の實際を知る老練なる氏にして其理由を察知する明なきは怪訝の至りなり而して其理由は初めて徒刑囚等を府縣監獄より假留監に押送するときは其發送府縣の在府縣獄囚徒費中の移轉費假留監より

集治監に押送するときは該監費中の移轉費より支辨し特典減等の恩命に依り集治監より地方監獄へ返還するときは到着府縣監獄費中の移轉費より發送集治監へ代金を償却し獄衣い到着獄へ納め返付に係る運搬の繁雜を省くの趣旨に過ぎさるへし余は只氏の理論に卓絕して實際を顧省せらるゝ高見なきを惜むのみ

○死刑論（第二十八號の續き）

正員　山崎柳藏新潟

以上は死刑の種類と沿革とを述へたるものなり之を要するに往古は死刑廢止の說を唱ふる者あるも人更に之を顧みさりしか今日に於ては然らす屢々議院に廢死刑論を提出し其議決を爲すに至れり今卑見を述ふるに當り先つ諸君の注意を求むへきは社會に人の生命を奪ふの權ありや否やを探究せさるへからさるおと是れなり之を探究せんには古より人を死刑に處するの權を握りたる者の沿革を考ふるを以て必要なりとも試みに古の社會を見るに他人我手を切れは我亦彼れか手を斷ち他人我命を害すれは其者亦害せらるゝなり語を換へて之を言へは國中千人あれは千人各其權を有せしものなり中古に及んで生殺與奪の權總て家長の手に落ちたり羅馬法を見るも我日本の古史を見るも歷々之を徵するに足るなり一たひ進んて法律の世の中となりてより國君獨り其權を有するおとゝなれり日本にても太古は各人其權を有せしか一變封建の世となりて各藩の諸侯士族の輩のみ之を有し再變して郡縣の制となりてより其權一に天皇陛下に屬するに至れり將來は果して如何なる有樣となるへきかベッカリヤは前に述へたる如く君主と雖も死權を有せすと云ひベンザムも死刑權は君主と雖も有し

得へき者にあらすと云ひ其他議論百出するに至れり世の變遷豈亦大ならすや請ふ是より一々利害得失を比較して孰れか非なるを論せんとす其利を言ふへきは五あり第一死刑は社會の害を除くの良法たるおとなり凡て社會の害を除く爲めに罪人を囚ふるも脫獄して復た社會に害を爲すおそなきを保せす又滿期放免の後に至りて或は再犯するものなしとせす然るに之を死刑に處する時は此の如き患を見さるなり第二は犯罪と刑罰と相當するおとなり人を殺す者は亦自ら其命を失ふへきおと恰も人の財產を取る者は自分の財產を以て之を償ふへきか如し是れ刑の原則に適合せるものと云ふへし第三消極の點即ち威嚇の主義に適するおとなり人の最も恐るゝとおろは死なり故に死刑は能く威嚇するに足るなり第四威嚇懲戒の主義を採るときは刑罰は成るへく他人をして恐怖せしめ罪人には其苦痛を感するおと短く且つ少なからしむるを要するなり他人の恐怖するは死刑より大なるなく而して罪人の苦痛を受くるおと死刑より短く且少なきものなかるへし第五は經濟上より之を見るに死刑は入獄短くして良民の脅血を消費するおと甚た少なし是亦一の利たり死刑の利とする所は大概此の如し又其害を論すれは五あり第一死刑施行の後何等の證據を得て其冤を知るも再ひ之を引戻すおとを得さるおと是れなり第二死刑は犯罪の証據を消滅するものなり罪人の証據は犯罪人より取るおと多し古は犯罪人は詐僞を言ふものとして罪人より証據を取るおとなかりし由なれとも現今は一の犯罪人を吟味するに他の犯罪人より証據を取ると多し然るに之を死刑に處する時は所謂死人口なしの嘆を來たし取り得へき証據をも取ること能はすして他の犯罪人をして無罪たらしむることあるへし又

之に反して冤罪者をして或は刑に陷らしむるの恐れあるを免れす第三死刑は罪人一人に止まらす其害親族に及ふものなり第四は已に論辨せし如く死刑の已に民心に適せさるに至ては其害大なり何となれは之か爲め大に法律の威力を失ふに至るへければなり第五死刑は法律の目的たる改悛遷善の主義を失へるものとす右の如く其利害得失を比較し來て之を決するに及んては余は今斷然何れを是とし何れを非とするを得す蓋し時と所とを思慮すればなり死刑を廢するの時は即ち死刑を廢するとも犯罪の數を增さす死刑の法ありと雖も其法律を行ふへからさるの時を云ひ所とは歐米文明の諸國には既に之を廢すへきも東洋には未た之を廢すへからさる如きを云ふ余をして歐洲にあらしめは廢死刑論を主張するの一人たるへし何となれは死刑既に民心に違ふものにして之れあるか爲め却て法律の確實を失ふに至るへければなり然るに我邦現今の狀況を見るに未た死刑廢止の說を唱ふるもの多からさるのみならす或は監獄に入るを以て幸福とするか如き者ありと聞けり此の如き場合に當て死刑を廢するあらは其結果如何あるへきや尙は是等の問題に付ては今後諸君と共に講究するとおろあるへし

(完)

本會記事

●特別會告

今般佐野尚氏編輯發行の監獄世界は一好新紙なり然れども右編輯上は勿論都て本會に於ては毫も關係無之只本會員に限り同氏より特に實費を以て頒たるゝの厚意あるのみ然るに其第壹號に發行所を本會とせしは全く錯誤に出たる儀にして前陳の如く決して本會より發行するものには無之候此段特に廣告候事

明治二十三年十月二十四日　大日本監獄協會

●內務屬武田英一氏　本會調查委員たる同氏は從來總務局文書課勤務なりしか今回警保局監獄課勤務を命せられたり

●監獄官の任免異動

依願敎誨師を免せらる

京都府宮津監獄敎誨師　那須寂湛君

（各通）

京都府宮津監獄敎誨師を命せらる

栃木縣副典獄　神谷墨凱君

栃木縣副典獄　寺井玉英君

栃木縣副典獄　若山茂雄君

叙判任官三等、上給俸を給與せらる

宮崎縣書記兼看守副長　野村龍次郎君

叙判任官五等、上給俸を給與せらる

宮崎縣看守副長兼書記　三輪鎬三君

叙判任官六等、上給俸を給與せらる

宮崎縣雇　白玉種實君

任書記兼看守副長叙判任官六等、下級俸を給與せらる

宮崎縣書記兼看守副長　宮田宗一郎君

依願本官並に兼官を免せらる

北海道廳警部　野間政德君

任北海道廳看守長兼警部書記叙判任官五等、下級俸を給與せらる

北海道廳看守長兼書記　加藤智君

依願本官並に兼官を免せらる

長崎縣副典獄兼屬　幡本廣治君

兼官を免せられ鴛原監獄在勤を命せらる

長崎縣看守副長　池田守義君

任長崎縣書記兼看守長叙判任官六等、下級俸給與武生水監獄在勤を命せらる

長崎縣書記兼看守長　山口外太郎君

（各通）

長崎縣看守副長兼書記　林清一郎君

第二部監獄課在勤兼長崎監獄在勤を命せらる

長崎縣書記兼看守長　土肥實一君

大村監獄在勤を命せらる

秋田縣典獄　木村順藏君

任秋田縣監獄書記叙判任官一等、上級俸を給與せらる

秋田縣書記兼看守副長　木名瀨禮助君

任秋田縣監獄書記叙判任官五等、下級俸を給與せらる

秋田縣書記　淀川清君

任秋田縣監獄書記叙判任官六等、下級俸を給與せらる

秋田縣書記　兒玉親艮君

任秋田縣監獄書記叙判任官六等、下級俸を給與せらる

秋田縣書記兼看守長　島本佐伯君

任秋田縣監獄書記兼看守長敘判任官四等、下級俸を給與せらる

秋田縣書記兼看守副長　皆川憶爾君

任秋田縣監獄書記兼看守長敘判任官六等、下級俸を給與せらる

秋田縣看守副長　大貫忠直君

任秋田縣看守長敘判任官六等、下級俸を給與せらる

三浦覺證君

千葉縣福岡監獄教誨師を命せらる

宮崎照公君

千葉縣木更津監獄教誨師を命せらる

宮崎縣監獄教誨師　前川映徹君

依願本職を免せらる

○會告

一會費四ケ月以上不納の向へは自今本會雜誌の配付を停止すへし

一會費御入金の節は事務所等宛にせられす必す東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて送付ありたし

一通運會社に依り會費御送付の節は是非持込賃御拂ひ有之度又郵便切手代用は二割增とす

一本年九月以前に拂込まれたる會費にして九月以後に殘りたる額は維持會員諸君は月五十錢正員諸君は月七錢の割を以て計算し九月以後の分として領收す

大日本監獄協會細則

第一條　雜誌ハ實費ヲ以テ會員ニ頒ツ
但シ實費ハ雜誌ニ關スル一切ノ豫算費額ヲ以テ算出スルモノトス

第二條　總裁　一人
推戴員中ヨリ推薦ス
會長　一人
名譽會員中ヨリ撰擧ス
副會長　一人
名譽會員特別會員又ハ維持會員中ヨリ撰擧ス
庶務局長　一人
維持會員中ヨリ撰擧ス
調査局長　一人
維持會員中ヨリ撰擧ス
主幹　二人
維持會員中ヨリ撰擧ス
庶務委員　二人
調査委員　二人
兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托スルモノトス
議員
奥獄及ヒ副奥獄又ハ奥獄代理
公撰議員　十人
在東京維持會員中ヨリ撰擧ス
特別調査委員
兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托ス

第三條　總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス
會長ハ會務ヲ總理スルモノトス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル
一　會計ニ關スル事
二　庶務ニ關スル事
三　記錄ニ關スル事
調査局長ハ左ノ事ヲ掌ル
一　雜誌ノ編輯及ヒ印刷
二　海外通信
三　諸起案
四　調査書類ノ記錄
五　統計ニ關スル事
六　特別調査委員ニ關スル事
七　集會ニ關スル事
八　衛生ニ關スル事
庶務委員及ヒ調査委員
庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノトス
一人　庶務及ヒ會計主任
一人　記錄主任
一人　編輯主任
一人　海外通信主任
議員
會長ノ諮問ニ應スルモノトス
特別調査委員
會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査スルモノトス

第四條　入會ヲ申込マルル節ハ必ラス郵便切手金貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規則、細則幷ニ入會申込証ヲ送付スルモノトス

第五條　會費又ハ雜誌實費ハ前納スルモノトス
但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナシ

明治廿三年七月十二日改正

會告

一本會に送附する爲替金は東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

一會費の送附及び會計に關する往復文書は東京集治監官舍にて庶務局長石澤謹吾宛

一會計に關せさる往復文書は東京牛込區北町卅番地主幹宇川盛三郎宛

右會員各位に廣告致し候事

明治廿三年三月廿五日版權所有
明治廿三年十月三十日印刷
明治廿三年十月三十一日出版

發行兼編輯者　東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地　佐野尙

印刷人　東京本所區外手町十一番地寄留　井宗平

發行所　東京牛込區北町拾五番地　大日本監獄協會事務所